

伊賀市入札参加資格審査会規程

平成 16 年 11 月 1 日訓令第 40 号

(設置)

第 1 条 伊賀市が発注する一般競争入札又は指名競争入札における参加資格要件並びに入札及び契約に関する事項の審査等により、入札及び契約の適正な履行を図るため、伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会の所掌審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 設計金額 1 億 5000 万円以上の建設工事、設計金額 2000 万円以上の測量・建設コンサルタント等業務並びに物品等の供給及び役務等の提供の一般競争入札における入札参加資格要件に関すること。
- (2) 設計金額 1000 万円以上の一般競争入札で、地域要件等に別途条件設定を行う場合の入札参加資格要件に関すること。
- (3) 設計金額 500 万円以上の指名競争入札に関すること。
- (4) 契約予定金額 500 万円以上の随意契約（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定によるものを除く。）に関すること。
- (5) 総合評価方式及びプロポーザル方式に関すること。
- (6) 入札及び契約の制度に関すること。
- (7) 伊賀市建設工事等指名停止措置要領（平成 16 年伊賀市告示第 91 号）に基づく、指名及び入札参加資格の停止等に関すること。
- (8) 伊賀市入札参加資格者名簿への登録に関すること。
- (9) 前各号のほか、会長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査会は、会長、副会長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 会長には副市長、副会長には総務部長をもって充てる。

3 委員は、企画振興部長、財務部長、人権生活環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長、上野総合市民病院副院長（事務部門）、上下水道部長、教育委員会事務局長、その他会長が必要と認めた者をもって充てる。

(職務)

第 4 条 会長は、会務を総括し、委員を招集して会議を主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 副会長に事故があるとき、又は副会長も欠けたとき、市長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員等の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特別な理由により、審査会を開くことができないときは、審査に付する議案を委員に回議してその審査に代えることができる。この場合において、各委員は、入札参加資格審査等提案持ち回り書（別記様式）により審査等の結果を会長に報告しなければならない。

5 前項の規定に基づき、持ち回りにより審査等を行った場合は、会長が直近に開催される審査会において、その結果を報告するものとする。

(提案説明等)

第6条 審査会は、第2条に係る事項（以下「審査事項」という。）を審査するため関係部課の長の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(調査及び報告)

第7条 審査事項に係る案件の所掌する部（支所）、課等の長は、審査に必要な調査を命じられたときは、速やかに調査を行い、その結果を審査会に報告しなければならない。

(審査結果の報告)

第8条 会長は、審査結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(専門委員会及び総合評価方式技術審査会)

第9条 審査会において、専門事項を調査検討させるための専門委員会（以下「委員会」という。）及び総合評価にかかる技術提案等の審査のための総合評価方式技術審査会（以下「技術審査会」という。）を置くことができる。

2 委員会及び技術審査会の長又は構成員は、委員のうちから会長がその都度指名する。ただし、会長が必要と認めるときは、構成員に委員以外の職員及び外部の識見を有する者を指名することができる。

- 3 委員会は、その専門事項に関する調査検討結果を審査会に報告したとき解散する。
- 4 技術審査会は、その総合評価にかかる技術提案等の審査結果を審査会に報告し、落札者が決定したとき解散する。

(秘密の保持)

第10条 審査会(委員会及び技術審査会を含む)の委員及び審査会に出席し、又関係した職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(資料の提出等の要求)

第11条 審査会は、その所掌事務を遂行するため、必要のあるときは、関係職員に対し資料の提出、説明を求めることができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部契約監理課において所掌する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第16号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する

附 則(平成20年5月30日訓令第33号)

この訓令は、平成20年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月5日訓令第36号)

この訓令は、平成21年6月5日から施行し、改正後の伊賀市入札参加資格審査会規程の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月31日訓令第8号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日訓令第14号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年8月28日訓令第36号)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 10 月 11 日訓令第 41 号）

この訓令は、平成 25 年 10 月 11 日から施行し、改正後の伊賀市入札参加資格審査会規程、伊賀市不当要求行為等防止対策要綱、伊賀市人権侵害対策本部設置要綱、伊賀市組織改善委員会設置要綱、伊賀市災害対策本部設置運営要綱、伊賀市危機管理推進会議設置要綱、伊賀市環境マネジメントシステム運用規程、伊賀市庁議設置及び運営規程、伊賀市人事制度検討委員会設置要綱、伊賀市総合計画等策定本部設置要綱の規定は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日訓令第 20 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日訓令第 42 号）

この訓令は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日訓令第 27 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 28 日訓令第 64 号）

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日訓令第 30 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 5 月 1 日訓令第 36 号）

この訓令は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日訓令第 26 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

